

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額（2万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準賞与額を2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 30 日

A事業所から平成 15 年 6 月 30 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 15 年 6 月 30 日に支給された賞与に係る給与明細書及びB厚生年金基金から提出のあった同給与明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額2万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金における平成 15 年 6 月の賞与記録では、標準賞与額2万円に相当する記録が確認できる上、A事業所の当時の給与事務担当者、同厚生年金基金及び年金事務所は、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への標準賞与額の届出は複写式の様式であった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を2万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額（2万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準賞与額を2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 30 日

A事業所から平成15年6月30日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成15年6月30日に支給された賞与に係る給与明細書及びB厚生年金基金から提出のあった同給与明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額2万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金における平成15年6月の賞与記録では、標準賞与額2万円に相当する記録が確認できる上、A事業所の当時の給与事務担当者、同厚生年金基金及び年金事務所は、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への標準賞与額の届出は複写式の様式であった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を2万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額（2万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準賞与額を2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 30 日

A事業所から平成 15 年 6 月 30 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 15 年 6 月 30 日に支給された賞与に係る給与明細書及びB厚生年金基金から提出のあった同給与明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額2万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金における平成 15 年 6 月の賞与記録では、標準賞与額2万円に相当する記録が確認できる上、A事業所の当時の給与事務担当者、同厚生年金基金及び年金事務所は、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への標準賞与額の届出は複写式の様式であった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を2万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額（2万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準賞与額を2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 30 日

A事業所から平成15年6月30日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成15年6月30日に支給された賞与に係る給与明細書及びB厚生年金基金から提出のあった同給与明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額2万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金における平成15年6月の賞与記録では、標準賞与額2万円に相当する記録が確認できる上、A事業所の当時の給与事務担当者、同厚生年金基金及び年金事務所は、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への標準賞与額の届出は複写式の様式であった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を2万円とすることが必要である。

山口厚生年金 事案 885～888（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与において、標準賞与額（＜標準賞与額＞（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生 年 月 日	:	
住 所	:	

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ＜申立期間＞（別添一覧表参照）

有限会社Aから支払われたすべての申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、すべての申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、すべての申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

有限会社Aから提出のあった賞与支給控除項目一覧表により、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（＜標準賞与額＞（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届

を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 4 件（別添一覧表参照）

別添一覧表

項番	事案番号	氏 名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
1	885	男		昭和16年生		平成17年7月20日	20万円
						平成18年7月25日	19万円
						平成18年12月25日	20万円
						平成19年7月18日	20万円
2	886	男		昭和50年生		平成17年7月20日	20万円
						平成18年7月25日	19万円
						平成18年12月25日	22万円
						平成19年7月18日	22万円
3	887	男		昭和17年生		平成17年7月20日	19万4,000円
						平成18年7月25日	19万円
						平成18年12月25日	20万円
						平成19年7月18日	20万円
4	888	男		昭和59年生		平成18年7月25日	14万2,000円
						平成18年12月25日	18万円
						平成19年7月18日	18万円

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 60 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 60 年 5 月まで

私は、昭和 59 年 12 月にA株式会社を退社後、60 年 1 月から同年 3 月ごろ、B 市からC 町（現在は、B 市）へ転居し、C 町役場で国民年金の加入手続を行った。

昭和 60 年 6 月ごろ、C 町役場から申立期間に係る国民年金保険料の未納額の通知が送付されたので、同町役場において分割で国民年金保険料を納付した。

領収書等はないが、元夫及び姉が納付したことを証言してくれると思うので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 60 年 11 月ごろC 町で払い出され、申立人は、申立人の元夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 60 年 6 月 30 日にさかのぼって資格取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 60 年 6 月ごろC 町役場から申立期間に係る国民年金保険料の未納額の通知がされたと主張しているものの、B 市及び年金事務所は、「任意加入対象者が国民年金未加入者に対して、未納額の通知を行うことは無い。」としている。

さらに、申立人の元夫及び申立人の姉からは、申立期間に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から39年4月までの期間及び39年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から39年4月まで
② 昭和39年12月

会社を退職した昭和38年2月ごろと、再度会社を退職した39年12月ごろ、老後のことを考え、A市役所において国民年金の加入手続をした。納付方法は、両申立期間とも、毎月、自宅に集金人が来ていたので、金額は忘れてしまったが、妻の国民年金保険料と一緒に自分か妻が現金を渡し、領収書を受領していた。

領収書は紛失してしまったが、納付したはずなので、申立期間に係る国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和38年2月ごろと、再度会社を退職した39年12月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続をした。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年4月22日にA市で申立人の妻と連番で払い出され、オンライン記録により、申立人は40年3月31日に国民年金の資格取得（ただし、平成8年6月4日に40年4月1日に変更）をしていることが確認できる上、38年2月から40年4月までの国民年金手帳記号番号払出簿を見ても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できず、申立人に別の同手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、両申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険

料を納付することはできない。

また、申立人は、「毎月、自宅に集金人が来ていたので、妻の国民年金保険料と一緒に現金を渡し、領収書を受領した。」と主張しているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、上述のとおり、申立人と一緒に払い出され、妻の国民年金被保険者台帳により、妻も申立人と同日の昭和 40 年 3 月 31 日に国民年金の資格取得をしていることが確認できることから、申立人の妻も両申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができないため、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年1月ごろから同年8月ごろまで
② 昭和20年9月ごろから27年8月ごろまで

私は、申立期間①は、私の知人の紹介によりA学校で勤務し、Bの業務に従事した。

また、申立期間②は、戦後、A学校の敷地内において進駐軍関係者のC職として私の長女が誕生するまでの期間において勤務したと記憶している。進駐軍内でD職として勤務した私の夫には、昭和24年6月3日から27年9月14日までの期間において、E渉外労務管理事務所において厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私の被保険者記録が無いことに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A学校でBの業務に従事していたと申し立てている。

しかし、適用事業所原簿において、A学校及びA学校と類似名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、同僚から具体的な供述を得ることができず、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況について確認できない。

このほか、申立期間①の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、A学校の敷地内で進駐軍関係者のC職として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、「私の長女が誕生するまでの期間において勤務したと記憶している。」と主張しており、申立期間②当時、申立人と同様にA学校の敷地内で進駐軍関係者のC職として勤務していたとする申立人の妹も、「私の姉は、姉の長女が誕生するまでの期間において勤務したと思う。」と供述しているところ、申立人に係る戸籍謄本において、申立人の長女は昭和 24 年*月*日に出生していることが確認でき、申立期間②のうち、同日から 27 年 8 月ごろまでの期間において、申立人が勤務していたことを推認することができない。

また、進駐軍において勤務する日本人労働者は、「進駐軍労働者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日付保発第 92 号厚生省保険局長通知）により、昭和 24 年 1 月 1 日以降に連合国駐留軍の所在地を管轄する都道府県が、国の委託業務実施機関として渉外労務管理事務所を設置して、国の雇用人としての身分で社会保険を適用することとされたところ、適用事業所原簿から、F地区の進駐軍において勤務する日本人労働者の労務管理を行うE渉外労務管理事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 4 月 1 日であることが確認でき、申立期間②のうち 20 年 8 月ごろから 24 年 4 月 1 日までの期間において、同事務所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間②当時、E渉外労務管理事務所において勤務し、進駐軍において勤務する日本人労働者の労務管理事務に従事したとする同事務所の元職員は、「E渉外労務管理事務所が労務管理するようになった昭和 24 年 4 月 1 日以前から、進駐軍関係者のC職として勤務した者は、進駐軍に直接雇用又は進駐軍関係者に個人的に雇用された者が多かった。同事務所が労務管理を行うようになってからも、同事務所を通じて雇用されていない者は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、申立人は、「労務管理事務所を通じて雇用された記憶は無い。」と供述している。

加えて、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和 26 年 7 月 3 日付保発第 51 号厚生省保険局長通知）により、昭和 26 年 7 月 1 日以降、家事使用人など連合国軍の非軍事的業務に使用される労働者は、厚生年金保険の強制被保険者とはならないこととされた。

また、E渉外労務管理事務所に係る厚生年金保険の被保険者記録等の管理を承継するG防衛局に照会したが、人事記録等の関連資料は無く不

明と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、E 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらないほか、H 学校や I 訓練所など、F 地区における進駐軍関係のいずれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月15日から24年2月ごろまで

私は、中学校を卒業した後、同級生のA氏と一緒にB株式会社C事業所（現在は、D株式会社）E科を受験したところ合格し、昭和19年4月15日に同社の技術補となった。

昭和19年5月15日にF局勤務を命ぜられ、同年7月1日にB株式会社F局兼務となり、G大学へ研究生として派遣された後、21年8月31日に技手としてB株式会社C事業所製鉄部勤務を命ぜられ24年2月ごろまでの期間において継続して勤務した。

一緒にB株式会社C事業所E科を卒業したA氏は、昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているのに、私の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと申し立てているB株式会社C事業所では、厚生年金保険制度開始以前から独自に年金事業を行っており、昭和19年10月より前に入社した者については、H共済組合（現在は、I共済組合。）に強制加入させることとしていたところ、当該事業所は、申立人が、申立期間のうち、同年4月15日から23年8月24日までの期間においてJ職員として同事業所に在籍しH共済組合に加入していたことを認めている。

また、昭和19年10月の厚生年金保険法施行の際、H共済組合の組合員であった者は、厚生年金保険適用除外申請を行うことにより、引き続き組合員の資格を有することができる旨定められており、申立人は、申立人が退職した23年8月24日までの期間については、引き続き同共済組合の組合員として取り扱われていたものと考えられる。

さらに、I 共済組合から提供された社内報『K』（昭和 23 年 10 月 4 日発行）から判断すると、この取扱いは、昭和 23 年 8 月の厚生年金保険法改正によって廃止され、その時点で B 株式会社 C 事業所に勤務していた者は、長期加入者や高年齢者などを除き厚生年金保険に移行し、J 職員及び女性は 19 年 10 月 1 日にさかのぼって厚生年金保険被保険者の資格を取得させたことが推認できるところ、D 株式会社は、「昭和 23 年 8 月以降も勤務していた同僚の A 氏については厚生年金保険への移行が行われたが、申立人については、同年 8 月 24 日に退職したため厚生年金保険への移行は行われず、H 共済組合から一時金の給付を受け、共済年金に関する清算を済ませたものと考えられる。」と回答しており、H 共済組合は、「支給に関する資料等は残っていないが、昭和 23 年 8 月の時点で退職し、共済組合の年金について受給資格を満たしていない者には脱退手当金を支給しているはずである。」と回答している。

加えて、D 株式会社が管理する B 株式会社 C 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び年金事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同事業所は「申立人は、申立期間において、H 共済組合に加入しており、厚生年金保険に加入していなかったため、申立てどおりの届出を行っていない。」と回答している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の退職時期に関する記憶は曖昧であり、申立人が名前を挙げている同僚の A 氏は既に死亡しており、ほかに供述を得られる者はいないため、申立期間のうち、昭和 23 年 8 月 25 日以降の期間に係る勤務の実態については確認することができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から29年3月25日まで

私は、昭和24年3月にA市の中学校を卒業後、同年4月からB株式会社C工場に勤務した。

会社の都合により、昭和27年4月15日にB株式会社C工場から同社D工場へ異動となり、29年3月25日に退職するまでの期間において同社D工場で継続して勤務した。

しかし、B株式会社D工場に係る私の厚生年金保険被保険者の資格は、昭和27年6月1日に喪失したと記録されており、納得できない。

私が、申立期間においてB株式会社D工場に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社C工場及びB株式会社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立人は、B株式会社C工場に係る同名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人と同じ中学校出身で一緒にB株式会社C工場に入社したとする複数の同僚を記憶していることから判断すると、退職した時期は不明であるものの、B株式会社C工場からB株式会社D工場に異動し、継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、B株式会社D工場に勤務していた時の同僚及び同事業所内にある従業員宿舎に入居していたとする者の名前を覚えておらず、申立人と同じ中学校出身で一緒にB株式会社C工場に入社したとする複数の同僚は、いずれの者も現住所不明等で連絡が取れないため、当該

同僚から申立人の申立期間当時の勤務状況等を確認することができない。

また、適用事業所名簿により、B株式会社D工場は昭和 50 年 11 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、E組合においてもB株式会社D工場に係る申立人の人事記録等の資料は保管されておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況等を確認することができない。

さらに、申立人は、B株式会社C工場からB株式会社D工場へ異動になった理由について「原料不足により仕事が減った。」と述べているところ、B株式会社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ27年4月に被保険者資格を取得した20人のうち、同年4月から同年8月末までの5か月間に9人が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人のB株式会社D工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 27 年 6 月 1 日）は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）と一致しており、同台帳の資格喪失原因欄には「解雇」と表記されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月30日から53年2月28日まで
② 昭和55年4月1日から60年7月31日まで

私は、申立期間①において、A市にあった株式会社B（現在は、株式会社C。）のパートタイマーとして勤務していた。

また、申立期間②において、D社に職員として勤務していた。

私が両申立期間において両事業所に勤務していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の株式会社Bにおける退職時期を特定することができないことから、申立人の当該期間における同店での勤務実態を推認することができない。

また、申立人が勤務したとする株式会社Cの人事担当者は、「健康保険の被扶養者となっている主婦がパートタイマーとして勤務した場合、厚生年金保険には加入させていなかった。当社の申立期間①における厚生年金基金の加入員記録の中にも申立人の氏名は無い。」と回答しているところ、申立人は、申立人の夫が勤務していたE事業所に係る厚生年金保険被保険者原票から、夫が厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和37年7月1日）から喪失した日（昭和62年9月10日）までの期間において、夫の健康保険の被扶養者と認定されており、昭和51年3月から同年5月までの期間について、申立人が、申立人の夫の健康保険の被扶養者として高額療養費を支給されている記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、D社は、「申立人を職員として雇用していたのは、昭和 55 年 3 月末までの期間である。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができない。

また、D社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人のD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 55 年 4 月 1 日と記載されており、同事業所は社会保険事務所（当時）に対し申立人が同年 3 月 31 日に退職した旨を届け出たことが確認できる。さらに、申立人は、申立人の夫が勤務していたE事業所に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立期間②において、夫の健康保険の被扶養者と認定されていることが確認できる。

加えて、申立人は、「育成期間を終えた後、Fの業務に従事していたが、昭和 56 年以降は、毎年、税務署に確定申告書を提出していた。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月ごろから 35 年 5 月 1 日まで
昭和 34 年 4 月ごろ、A 市にあった B 株式会社へ入社し、35 年 4 月末に同社を退職するまでの期間において、C の業務に従事していた。また、人手が不足する時には、D の助手をすることもあった。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、具体的な勤務期間について記憶が曖昧であるが、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が勤務期間の特定はできないものの、B 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、商業登記簿によると、B 株式会社は、昭和 44 年 1 月に破産終結しており、申立期間当時の事業主及び経理担当者の連絡先は不明であることから、申立期間における申立人の同社での勤務実態、厚生年金保険への加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の同僚は、「B 株式会社では、申立期間当時、試用期間があった。」と供述しているところ、当該同僚について、B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、それぞれが供述する勤務開始時期と一致していないことから判断すると、同社では、申立期間当時、すべての従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 5 日から 50 年 4 月 1 日まで
② 昭和 50 年 4 月 5 日から 51 年 4 月 1 日まで

私は、両申立期間において、A教育事務所（現在は、B事業所）に臨時的任用職員として採用され、申立期間①はC学校、申立期間②はD学校で勤務した。

給与明細書は残しておらず、厚生年金保険料が控除されていたか否か記憶に無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、E会発行の在職証明書から、A教育事務所に臨時的任用職員として採用され、申立期間①においては、C学校に、申立期間②においてはD学校に勤務していたことが確認できる。

しかし、B事業所は、「昭和 49 年度及び 50 年度の臨時的任用職員の厚生年金保険の加入手続は各教育事務所単位で行っていた。両申立期間当時の資料が無いことから、臨時的任用職員に係る厚生年金保険の取扱いの詳細は不明であるが、54 年度から 61 年度までの期間に県内の教育事務所に在籍した職員から聴取したところ、任用期間が 2 か月と 1 日以上ある臨時的任用職員の厚生年金保険への加入は本人の希望に任せていたとの供述を考えると、両申立期間当時も同様の取扱いであったものと推測される。」と供述している。

また、B事業所が保管する臨時的任用職員の名簿から、昭和 49 年度にA教育事務所管内の学校に臨時的任用職員として勤務し、申立人と同じく約 1 年間勤務していることが確認できる 13 人のうち 10 人は、同教育事務

所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、50年度に同教育事務所管内の学校に臨時的任用職員として勤務し、申立人と同じく約1年間勤務していることが確認できる7人のうち4人も厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、前述の昭和49年度及び50年度の臨時的任用職員の名簿及び被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できた6人のうち、5人は任用期間の途中から被保険者となっているなど任用期間と厚生年金の被保険者記録が一致していないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、両申立期間当時、A教育事務所においては、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、厚生年金保険に加入させた場合であっても、任用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、A教育事務所における両申立期間当時の給与事務担当者は既に死亡していることから、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。